

POLAND MONTHLY / BIULETYN POLSKI

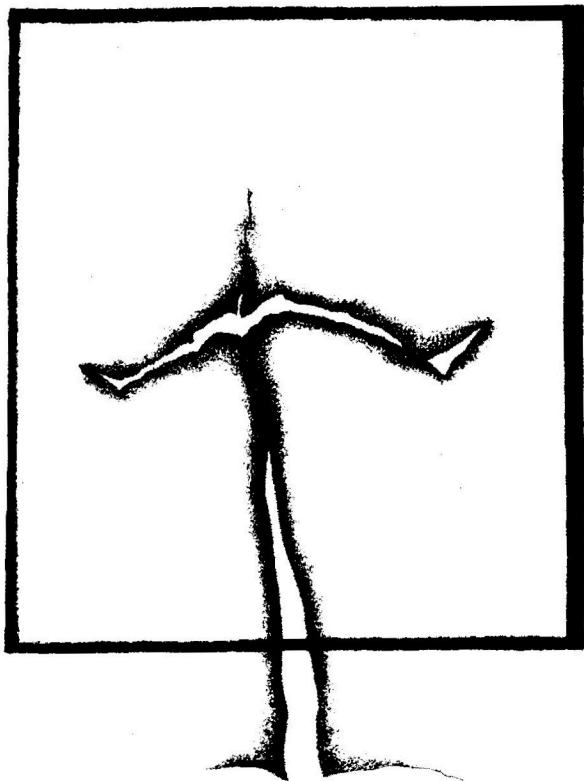
1986年

# ポーランド月報

7月号  
(通巻52号)  
400円

原発事故——そのときワルシャワ市民は

Z・ブヤク逮捕される



ソ連原発事故関連日誌……………	2	東欧諸民族の連帯と協力の展望……………	16
ズビグニエフ・ブヤク逮捕される……………	3	A・レアリスタ	
いま「連帯」は……………	4	新労働法草案について……………	20
Z・ブヤク インタビュー		『週刊マゾフシェ』	
ソ連原発事故とポーランド (続)……………	8	ポーランド料理……………	22
チェルノブイリ原発事故と環境問題		ポーランド日誌……………	23
T K K 声明			
正確な情報を    マウオボルスカ「連帯」			
必要な措置に関するポーランド司教会の声明			
ポーランド司教会への手紙			
女性労働者グループ			
その時    ポーランド市民は……			

### ソ連原発事故関連日誌

5月16日 ウルバン政府スポークスマン、グダンスク近郊ジャルノヴィエツに計画中のポーランド初の原子力発電所はチェルノブイリとは炉形が違うので安全と語る。かつてソ連型設計に反対したためポーランド原子力研究所を追われた5人の核科学者が、ジャルノヴィエツ原子炉のより完全な安全対策を求める公開書簡をエネルギー省に送る。ピアウイストク市民約3000人が原発建設見合わせを求める(前号で既報)。

5月17日 ワルシャワの諸工場に動める女性労働者が、原発事故後政府が子供の健康を守る手段を講じているのが遅れ、事故後4日目まで何もなかったことについて不満と抗議を表す手紙を、司教会議に送る(数千名が署名) [本号12頁に全文]。

5月20日 ウルバン・スポークスマン、定例記者会見。16日のピアウイストク市民の請願および5人の核科学者の書簡にふれ、「政府は信頼できる専門家の同意なしに決定を下すことはない。ジャルノヴィエツの安全設備は諸外国の安全基準にもかかなうものになろう」と語る。

5月22日 ECによる生鮮食品輸入禁止措置を不服

として、ポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキアが関税貿易一般協定(ガット)に提訴。

5月24日 当局は、放射能レベルは平常値に下がった、生野菜も食べて大丈夫と繰り返し発表。

5月25日 ワルシャワのラジオがチェルノブイリ事故の扱いに関する世論調査結果を伝える。それによると、回答者の約半数は充分な情報を知らされていないと感じている。また、事故が伝えられてから西側放送の聴取率が31%に増加したという。

5月31日 ECによる東欧からの食品輸入禁止が終了、かわりに許容放射能基準が設定される。

6月1日 クラクフで、ポーランドでのソ連型原発建設に反対する約2000名のデモが、「自由と平和」運動の呼びかけで行われる。

6月2日 西側報道機関に伝わったところでは、ポーランド北部に住む18名の学者がメスネル首相に公開書簡を送り、ジャルノヴィエツの原発建設に対し、しかるべき国際機関の監視を許すよう訴えたという。

6月3日 ウルバン・スポークスマン、ジャルノヴィエツ原発に関し、安全面の研究のためチェルノブイリ事故以前に建設第一期工事の延期が決まっていたと述べ、チェルノブイリ事故の調査結果によってさらに影響が出ることもあると語る。

[訳編:高橋初子]

## ズビクニエフ・ブヤク 逮捕される

Zbigniew Bujak Arrested

Uncensored Poland News Bulletin, No.11 / 86, 3 June 1986

【編集部注】 本年5月31日、戒厳令後今日まで地下にあって、「連帯」暫定調整委員会の中心メンバーだったズビクニエフ・ブヤクがワルシャワで逮捕された。以下は、ロンドンの『無検閲ポーランド情報』誌が伝えるその前後の状況とポーランド内外の反響である。

戒厳令施行以来4年半にわたり地下「連帯」を指導してきたズビクニエフ・ブヤクが、1986年5月31日、ワルシャワ市内で逮捕された。

ウルバン政府スポークスマンが6月3日明らかにしたところによれば、ブヤクは、暴力による現体制の転覆を目的とした諸活動の準備に参加した容疑がもたれている。有罪とされれば最高10年の刑となる。ウルバンによれば、ブヤクが逮捕時にいた部屋からは西側の通貨が見つかったが、これは彼と西側破壊活動組織とのつながりを示すものだという。また同じ部屋からはレセプションへの招待状が入ったアメリカ大使館からの封筒が見つかったとされる。封筒はブヤクに宛てたものではなかったが、アメリカ大使館はここにブヤクが居ることを知っていた可能性があるという。

これまでに判明したかぎり、ブヤク逮捕は何らかのミスによる偶然の結果であり、故意によるものではないと考えられる。

ブヤクの逮捕は「連帯」の士気に重大な打撃を与え、政府には絶好のプロパガンダ材料をもたらした。しかしワルシャワ地方「連帯」委員会には3人の有能な副官がおり、そのうちの1人、K・ビエリンスキはブヤクと同時に逮捕されたが、残る2人、W・クレルスキとJ・リティンスキは今なお自由の身で活動を続けており、6月2日にはクレルスキの名で声明が発表された。

ブヤクの逮捕にポーランドの労働者はただちに反応した。6月1日(日)全国の少なくとも4ヵ所でブヤク支持のデモがあった。クラクフでは「自由と平和」運動が組織した原発建設反対のデモ行進に参加した2000人がブヤクの名前を呼びかわした。ヴロツワフでは200人がブヤクの釈放を求めてデモを行った。グダンスクでは聖ブリギッダ教会

に集まった群衆に対し、レフ・ワレサが「われわれ全員を代表する」ブヤクの逮捕を許してはならないと訴えた。チェンストホヴァに巡礼で集まった人々も口々にブヤク逮捕に抗議した。

暫定調整委員会(TKK)は6月3日、声明を発表、ブヤクの逮捕は重大な打撃だが、地下「連帯」はあらゆるレベルで今後も活動を続けると述べた。「弾圧はわれわれを破壊できない。なぜならわが組合の理想——『連帯』の理想を破壊しえないからだ。ズビクニエフ・ブヤクは良心の囚人の仲間入りをした。われわれは彼の釈放のために闘うであろう」。声明にはTKKの残った公然メンバー、J・A・グルヌイとマレク・ムシンスキの2人の署名がある。

6月2日、米國務省スポークスマン、フランス外務省スポークスマンがそれぞれ、ブヤク逮捕に抗議する声明を発表した。フランスではCGTを除く全労働組合が抗議声明を出した。

英国のTUCと、在ブリュッセルのICFTU本部もそれぞれブヤク逮捕に抗議した。

下シロンスク「連帯」指導者で今は獄中にある元TKKメンバーの1人、ヴワディスワフ・フラシニェクはかつてこう述べた。「私がいなくなればピニオルが後を継ぐ。ピニオルが逮捕されればペドナシュが代りをつとめる。ペドナシュの後もやはり誰かが引き受けるはずだ。彼の逮捕後、事はこの言葉どおりに進み、今はマレク・ムシンスキが下シロンスク「連帯」を代表してTKKに加わっている。ワルシャワでもまったく同じことになるだろう。「連帯」を発明したのはブヤクではなく、彼の逮捕はポーランドが直面する問題を何ひとつ解決しえないからである。

【訳：水谷 駿】

## いま「連帯」は インタビュー：ズビグニエフ・ブヤク

Solidarność teraz, Rozmowa z Zbigniewem Bujakiem  
Solidarność, Biuletyn Informacyjny nr.135-136, 2.4.86

【編集部注】 以下はワルシャワの有力地下紙『週刊マゾフシェ』第152号(86年1月3日付)に掲載されたZ・ブヤクの年頭インタビューである (訳：篠崎 誠一)

——地下生活には当然危険が伴うが、地下活動には加わっていない大多数の人びとから疎外される、自分の状況を社会の全体像として当てはめてしまう、あるいは政治の現実から疎遠になる——こうした危険があなたの周囲やあなた自身の中にもあるのだろうか？

そのような危険は地下活動に特有というわけではなく、すべての活動についてまわるものだ。見かけはたしかに地下の方がその危険が大きそうに思えるのだろうが、たとえば、ある人物が民主的な選挙で5%そこそこの票を得たとする、で、その人物が「大多数から疎外」されていると言えるだろうか。ばかげている。だからそれは疎外うんぬんの問題ではない、なぜなら、誰だって自分の周囲のことは知っているし、限られた人間関係と印刷物から現実を認識している。そして、そのようにして出来あがった像を例の神秘的「大多数」のまぼろしに投影する。だから、「地上」であれ、「地下」であれ、あるいは合法的な活動家であれ、誰だろうと、自分自身の心の持ちようや夢、目標を自分以外の社会に見てしまう危険はある。

活動家が自分の行動に確信があれば、それは本来あるべき役割を演じていることになる。私には確信がある、それも十分にある。そうでなければ活動していない。とは言っても、すべての人が地下活動に加わるとはおそらく誰も期待していないだろう。私もそれは望まない。すべてのポーランド人の大望実現のためのイデオロギー一枚岩の運動——そんなものには反対する。

それから、「政治の現実」とは一体なんなのか。私にはそれは、「現実主義者たちの多く」が敗北

して小物の賭博師になったあげくにしがみついた中味のからっぽな観念に思える。カッコ付きでない現実主義ははるかかなたの目標を必要としている。——私にとってのそうした目標は力のある「連帯」、改革と独立の鍵となる「連帯」だ。

今度は地下の人たちにとっての実際の危険についてひと言。かれらは「軍団兵コンプレックス」、つまり、他人のために喜んで犠牲となる気持と他の同胞に対する優越感の両方を持ちあわせている。それには自分が絶対に正しいという感情が結びつく可能性がある。私にはそんな危険がないように願いたい、もしそうだとでも私には必要な時にそのことを気づかせてくれる友人がいる。

——あなたは運動をあまり深刻に、悲壮に見ていないのではないかと？ あなたの話には穴談はめつたに現われない。それにふだんからあなたは批判の対象にはなっていないし、やっかいな問題で問詰められることもない。自分がそんなに威厳を備えていると感じるか？

私は批判を免れているわけでは全然ない。個人として、そして「連帯」のTKK〔暫定調整委員会〕やRKW〔地方執行委員会〕の指導部メンバーとして、私、ズビグニエフ・ブヤク、は批判の対象になっている。思うに、「週刊マゾフシェ」内で批判がないのは立場が共通しているからであって、「威厳ある人物」の感情を害することが恐いからではないだろう。運動が切実なのは本当だ。穴談でさえも時には、陽気な気分よりもむしろ内省をひきおこすことがある。それはたぶん、状況の切実感、個人だけでなく、国全体が脅かされているという意識が原因だろう。同じバカばかり言っている人間をそういつまでも笑ってはいられない。それでは悲しいし、また危険でもある。なぜなら、バカを言うことは社会生活の基本要素になってしまっているのだから。われわれをとらえて





抵抗運動……は道義的必然性であり、精神の欲求でもある、そして現在では、国の破局を前にして、生物学的必然性でもある。

#### ズビグニエフ・ブヤク Zbigniew Bujak

1954年11月29日、ウォプシノ村で農民の息子として生れる。父は第二次大戦中、ゲリラ組織AKのメンバーだった。一家は経済的事情によりワルシャワに移住、ズビシェク〔ズビグニエフの愛称〕は基礎職業学校〔日本の職業高校に相当〕卒業後、ワルシャワ近郊のポルファ薬品工場に就職、働きながら技術大学に通う。8ヵ月後ウルスス・トラクター工場に移る。1974年から2年間召集されパラシュート部隊に服務。除隊した時は1976年の労働者の闘いは終わっていたが、反対派と接触、やがて『ロボトニク』等反対派新聞の重要な寄稿者の1人となる。1980年夏、ウルスス工場のストライキ闘争の指導者の1人。同年9月1日、ウルスス「連帯」設立委員会議長となり、「連帯」全国委員に。81年12月13日、戒厳令による逮捕を免かれ地下に。82年4月22日、暫定調整委員会(TKK)を設立、以来その中心的指導者。地下「連帯」の象徴的人物に。

いるのは笑いではない、怒りだ。もちろん他の考えもありうる。例えば、ここでラジオ・フランスの国外向けが聞けるが、そこでは軽口や冗談と鋭い観察的確な論評が対をなしている。しかし、そうするには、おそらく、ワルシャワではなく、パリに居る必要がある。

——共通の目的が強調されすぎて、実際のな議論、衝突があまりに少なすぎる、そうは思わないか？

調和をはかりながら、同時に実際のな議論を引き出すことは可能だ。どうやらそれができないことがわれわれの運動の弱点らしい。たしかに議論は行われている。いちばん多いのは攻撃的な文章で行われる議論だ。たとえばアンジェイ・ヴァリツキがANEKS〔ロンドンで発行〕から出した「ポーランドの政治状況に関する考察」、あるいはピョートル・ヴィエジビツキの「昔かたぎのポーランド人の考え」がそうだ。文書が出されて、内省を促す重大な問題に接するようになるのは良いのだが、ステファン・キシレフスキの言うように、「そこには議論はなく、立場の違いばかり

が目立つ」。

活動上の諸問題を取り上げようとしたり、具体的な課題を指摘しようとした文書もある——ボレスキ、ミフニク、イェジェルスキ、リティンスキ、クローン、などがそうだ。このような文書をめぐっての議論が不活発なのは、われわれの弱点のゆえに近い将来の、数年後の問題に答える能力がないことを示しているが、それは決して、原則的に「何をなすべきか」という問題に答える力がないことにはならない。「何をなすべきか」については誰も語るべき多くは持っていない。ある人が、私はそれをよく理解していると言い、もう一方も、真実を知っていると言う——いくらそう言っても、残念ながら他の残りの人たちにはその真実とやらが理解できない。

——戦いは勝算がある時のみ意味がある。見込みはあるのか？

戦いに意味があるのは勝算がある時ばかりではない。われわれの活動の深い、内面的意味（それが第1の意味だ）、それを敵はわれわれから奪いとろうとしている。連中はそれを狙っている、な

ぜなら、戦いを始めること自体が勝利のチャンスをつくり出すということを連中は知っているからだ。だからどんな状況であっても、重要なはいかなる形式、技術、原則を用いるのかという問いかけだけであって、抵抗運動そのものに疑問を投げかけることではない。それは道義的必然性であり、精神の欲求でもある、そして現在では、国の破局を前にして、生物学的必然性でもある。

——戦後の地下運動が敗北したのは、主としてそれが社会の大多数にとって精神的に居心地の悪いものになってしまったからだ。地下運動は、生きてゆくためには忘れてしまいたいことを思い起こさせる。その危険はわれわれをも脅かしているのではないか？

戦後の地下運動が敗北した原因についてそう主張することにはどうも疑問がある。とにかく、戦後のおもな闘いを指導したのは地下ではなく、合法的な野党であったPSL〔ポーランド人民党〕なのだ。全農村の鎮圧、秘密警察が築いた死体の山、死刑判決、そのあげくの1947年のインテキ選挙——こうした事柄を「精神的に居心地が悪い」と言うのは、たいへん控え目で遠回しな言い方だ。さらに、PPR〔ポーランド労働者党〕の出した再建と改革の（知識人や他の社会団体の説得なり買収なりとセットになった）展望の巧みな誘惑をそれに加えてもいい。今と昔は違うのだという証拠を見せるべきだろうか。人はいつもあたり前の生活がしたい——それはそれで結構。それは理念の基礎をなしている、「連帯」の運動もしかり。われわれを脅かしているものが何かあるとすれば、それはむしろ、みじめな暮らしこそが本当の生活なのだと思われてしまうことだ。それこそが現実にある脅威であり、それにわれわれは反対し、活動しているのだ。『週刊マゾフシュ』もそういう活動をしている1つではないのか？

——われわれは戦後の地下運動のおかした誤ちと同じ誤ちを繰り返しているとして非難されている。敵の姿を描写するのに共産主義者のカリカチュアを使っているというのだ。あなたの考えでは権力とはどういうものなのか？

第1に、私は戦後の地下運動にことよせたそうした非難には出会ったことがない。第2に、たと

え出会ったとしても、今ならその非難は当たっていると言える。第3に、あいまいな立場で「かれらの行動」を見過した人たちがいた、結果としてポーランド社会党員の何人かも共犯者だった。われわれが同じ誤ちを繰り返すことに意味はないと思う。

権力とは何か？ シュピーゲルに載ったヤネグ・リティンスキの言葉を引用しよう——「国民の利益を代表するグループとの協力が、あるいはモスクワへの忠誠とみずからの絶対権力の確立かを共産主義者が選択する場合には、何はともあれ、かれらは後者を選ぶ」。権力に向き合うについてはこのことを肝に銘じておく必要がある。共産主義者の行動の研究は興味深く、またためになる。ポーランドには、ティマンドの「日記」やアレクサンドル・ワットの「私の時代」、テレサ・トランスカの「かれら」、といった優れた文献がある。しかし、共産主義者とその行動を支配する動機を知り、死刑執行人の中に複雑な資質に満ちたひとりの人間を見る時、その時には、共産主義の恐ろしさと不幸が、そして同時に、それに征服された人びとのおびえが見えてくる。

——われわれにできるのは、証言し、社会の意識を守るだけだということがある。それがわれわれにできるのか、それだけでは足りないのか。あなたは どう思う？

1980年8月以後、そうした意見はまじめに扱う必要はなくなった。社会の意識、むしろ社会を構成する人びとの意識と言うべきだろうが、それはたくさんの影響の結果として生じたものだ。だからひとりひとりが守らない限り誰もそれを守ることなどできはしない。われわれの活動は、だから、具体的な目的を示し、それをめざすことに照準を合わせるべきである。そうでなければ人びとはわれわれの活動の主人公ではなく、手段になってしまう。このことは、ある人間あるいはグループの「証言」より百倍も重要だ。「証言」とは、しばしば社会全体よりもそれをする人たち自身にとって大きな意味があるのだ。

どこまでが意識の問題で、どこからが活動なのかを厳密に定義するのはむずかしい。たとえば自主管理の仕事は一方で当局の決定に影響を与えることができるが、また一方で経済問題に関する

知識を広げてくれる。「連帯」の合法化を求める戦いとしてのデモ行進は、同時にその参加者に一体感を与えてくれるし、組合が存在することの証明、戦いの意志表示でもある。

どんな状況であってもいちばん重要視されるのは目に見える効果をあげる行動だ。たとえば賃上げ要求や解雇の救援活動であるが、ラジオの放送、ピラマキ、もちろん、新聞や本の出版も同じくらい重要なのだ。ひとやつけ足せば、こうした活動を地域単位、あるいは全国規模で行うのは可能ではあるが、たいへんむずかしい。

——社会運動の力の源泉は明確な目標の設定とその実現の効果的な手段を示すことにある。TKKはそれをやっているのか、あるいは、その時その時の事件の対応に追われているだけなのか？

政治的にあれこれ考えたり、過去の経験をいくつも並べ立てる代わりに、去年のことを思い出してみよう。去年、われわれは物価値上げ反対の行動を指導し、次に選挙ボイコットと投票者数の監視活動を組織した。これが短期の目標であり、それが長期の目標、すなわち、健全な市場経済と国家の独立を備えた民主的社會実現への過程であることは、おそらく、ことあらためて根拠づけをする必要はないだろう。

今年の課題についても述べておこう。まず第1に捕えられている人びとの釈放と政治囚が置かれている状況の紹介だ。しかしながら、これまでと同じやり方に甘んじることは許されない。今年は、信念ゆえの投獄が権力にとってやっかいで割に合わないと思わせる活動を始めなければならない。それは可能だと思う。労働法改正草案に対する反対行動もきわめて重要になるだろう。その草案は労働時間の延長だけでなく、現実に労働者を工場に閉じ込めることを狙っているのだ。課題は十分にある。われわれの組合の大多数にとってこれらの課題は骨の折れる仕事になるだろう。

TKK自身と各地方本部にとって外国の人びとの協力を継続することもまた重要だ。われわれは外国の労働組合、たとえばフランスのCFDT〔フランス民主労働同盟〕と契約のようなものを結びたいと思っている。西独のDGB〔ドイツ労働組合総同盟〕との関係では重大な困難に出会っている。今、そこは実際の接触はない。それは、

POLSKA 25



おそらくドイツ社会民主党の政策の反映だろう。この党は政府レベルでの協力を重要視する一方で、発展し、独立した生活を営み、みずから権威を備え、大きな望みを抱いたポーランド社会の方はほとんど無視している。私はもちろんある程度の希望は持っている。プラント訪問以後、この政策の実践の仕方とその中味はあきらかに変化しているからだ。

アメリカで設立された「連帯」基金との協力関係も私は重要視している。これはわれわれの組合にとってたいへん価値のある運動だ。

——ポーランドの手詰り状況、1985年はそれに何か変化をもたらしたのだろうか？ 「連帯」、教会、当局、これらが得たものと失ったものをあなたはどう評価するか。

「連帯」はまだに組織として存続している。教会は道義的権威として残っているし、当局も権力を維持している。われわれの組合も当局もまるまる1年間をもうけたわけだ。「選挙」は社会の外見上の安定を示した。どちらも当初の目的は達成できなかった。われわれは大量逮捕を阻止できなかった——それがいちばんの痛手だ。1984年に考えた組合指導部の公然化のチャンスもつかめなかった。

しかし当局の方にも失ったものがある。ヤルゼルスキ＝ミッテラン会談はフランス世論の反発に会って効果が台なしになった。ドイツ社会民主党党主のウイリ・プラントはワルシャワを離れる際には「連帯」の存在と影響力を確信していた。大学の平定は、あるいは唯一の(多くの犠牲を伴ったが)勝利かもしれない。だから去年1年間で明らかになったのは、当局が強権を押し通すところでは「効果」が得られないということだ。これはよい統治方法とは言えない。それは次の反乱を不可避にするだけのやり方だ。

# ソ連原発事故とポーランド (続)

Soviet Nuclear Disaster and Poland (continued)

【編集部注】 前号に続き、ソ連チェルノブイリ原発事故に対するポーランド国内の反響を、「連帯」をはじめとするいくつかの組織、グループの文書を中心にして紹介する。国内のその後の主な動きは2頁に口誌としてまとめたので参照されたい。

これら文書のうち最後の「その時 ポーランド市民は……」は、現政府の公認の下に発行されている（その意味で官許の）新聞のルポ記事であり、それゆえに政府の対応を意図的な情報操作としてではなく、単なる情報公開の遅れとして暗に批判する微温的なものにとどまるが、それにもかかわらず、事故の影響が現われた直後のワルシャワを始めとするポーランド各地の市民の反応と、政府当局の硬直した官僚的対応とを非常に具体的に伝えている。4月28日から30日にかけてワルシャワ市内がパニックに近い状態だったことがこれによっても裏付けられる。記事中の5月4日の政府発表については前号を参照。

これらの文書から明らかなのは、情報の不足と遅れに対する労働者市民のいらだちと怒りである。政府は、メーデーの公式行事を予定どおりこなし、これによって放射能汚染のショックを和らげようと意図的に情報を操作したことが疑われている。市民にできるだけ真実を知らせようと、有力地下紙『KOS』が事故が伝えられてからわずか6日後の5月4日、大部の特別号を発行した事実をつけ加えておく。 [訳：水谷 駿]

## チェルノブイリ原発事故と環境問題

### TKK声明

On the Chernobyl Disaster, TKK, 15 May 1986  
News Solidarność, No. 69, 30 May 1986

チェルノブイリ原子力発電所の爆発に関するニュースがポーランドに多大の狼狽をひき起こしたのは、単にこのニュースが放射能雲がポーランドを通過したあとで、また放射能汚染がスウェーデンで観測されたあとで伝えられたからだけではなく。

われわれは、放射能汚染レベルに関する情報の提供方法もまたとうてい許容できなさと感じている。データと科学用語のありとあらゆる洪水にもかかわらず、放射能の影響を受ける実際の地域については基本的な情報は何も無い。とりわけ子供や青少年のために、汚染に対して取るべき予防措置について、迅速かつ明確な指示は何も出されな

かった。無数の機会にうそをついて恥じないことで知られた政府スポークスマンをもった社会は、確認できない公式の情報を信用しない。

国際的観点からすれば、全事態がポーランド政府のソ連に対する従属を強調したこの間の経緯は、ポーランド国民に苦々しい思いをさせた。西側のポーランド語放送に対しポーランド政府が放った非難は、国民がチェルノブイリ爆発事故とこれが引き起こす危険について最初に知ったのはこれら西側放送によってだったという事実を蔽い隠そうとするもの以外ではない。この攻撃は、自らの情報独占の侵害と映ったものに対する政府当局の仕返しにすぎない。

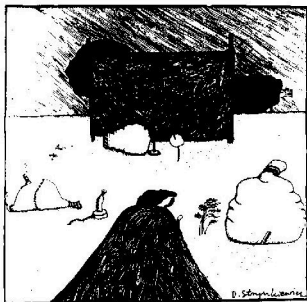
チェルノブイリ事故は環境保護問題に対する国民の関心の重要性を明らかにした。それがいかに緊密に結社の自由と情報の自由な流れの問題に結びついているかがこれほど明らかになったことはこれまでかつてなかったであろう。1980年8月にいたるまで、環境汚染に関する統計は厳しい検閲の対象であった。労働者のストライキの結果、状況は変化した。それまで隠されていた情報が新聞に現れはじめ、独立したエコロジー・センターが設立された。各センターは、労働組合運動、とりわけ独立自治労組「連帯」と協力して、事態改善のために活動を開始した。

これらセンターも、労働組合の支持を失い、世論との接触を絶たれた今、政府に対する影響力をほとんど持たず、破壊的な産業活動を限定するごく限られた手段しか与えられていない。エコロジストたちは時々、公式新聞に環境汚染に関する多少の信頼できる情報を掲載させることに成功する。こうした論文や地下新聞に発表される論文から憂慮すべき事態が浮かびあがる。

### 深刻な環境汚染

ポーランドは大気汚染に関しては世界第1級である。森林破壊は最大許容レベルを超過している。大気中の有害ガスや塵埃、化学物質濃度は許容可能基準の数倍になる。きれいな水資源は消滅しつつある。河川や湖沼は塩化物や硫化物、各種重金属で一杯である。水の供給量のうちまだ第1級の清浄度の範囲内にあるのはわずか1%だけである。5年前は、供給される水の10%がこのカテゴリーに入った。ポーランドの河川の49%は等級外である。土壌も汚染されている。国内の農業製品の多くはもはや健康上の安全基準を満たしていない。ポーランド南西部の銅盆地ではもはや農業や牧畜は不可能である。やがてカトヴィツェ県の全体が同じ状態になろう。

いまだ汚染されていない数少ない地方が、産業投資の不適切さのゆえに危機に瀕している。人口の35%以上が許容可能水準を越える汚染レベルの下に暮らしている。下水を浄化し、汚染物質をろ



過するプラントが不足している。環境破壊に対する罰則は驚くほど寛大である。これはポーランドの裁判所が宣告する平均刑がヨーロッパで最も重いことを考えれば、とりわけ奇異である。生産目標が人間の健康に対するあらゆる配慮よりも優先される。ポーランド人の健康は、職場で、街頭で、各自の住居で、そして休暇先で、毎日むしばまれてつづめる。

### 政治・経済体制の根本的変革を

ジャルノヴィエツに建設中の原子力発電所はソ連の技術を範としている。そこではどのような安全策が講じられているのか、われわれは全然知らされていない。計算不可能な破局に見舞われる危険はないのか。

ポーランドの生態系の悲劇的状況は、重工業と鉱業の開発をしゃにむに促進したドグマの産物である。政府当局は同じドグマに基いて、自立的な社会的組織すべてを抑えつけ、自らに情報独占を保証してきた。政治的、経済的体制の根本的な変更のみが現状の改善を実現しうる。自立的な組織を通じた組織的圧力と社会的行動のみが、政府に対してその現在の政策の放棄を強制しうる。

1986年5月15日

独立自治労組「連帯」暫定調整委員会

Z・バヤク (マゾフシェ)

J・A・グルヌィ (シロンスコ・ドンブロフスキ)

M・ムシンスキ (下シロンスク)

グダンスクおよびマウォポルスカ代表

## 正確な情報を

### マウオポルスカ「連帯」コミュニケ第37号

Communique No. 37, Małopolska RKW, 4 May 1986

Solidarity with Solidarity, June 1986

チェルノブイリ原子力発電所の惨事後のポーランド国内の放射能汚染と、国民に対する危険性および健康の保持に不可欠の手段について提供される情報の決定的不足を前にして、われわれはクラクフ地方における状況に関する核物理学の専門家によって作成された以下の報告を明らかにする。

- 1) 放射能雲は4月28日月曜日の夜にクラクフに到着した。安全水準の3倍を超えた大気中の放射能の最高値は火曜日(29日)に測定された。その値は大気1m<sup>3</sup>あたり30Bq(ベクレル)に達した。これは自然背景放射能レベルの6000倍に相当する。これは、研究機関での最大許容レベル20Bqを大幅に越えるものである。
- 2) 大気中の放射能レベルは、降雨があった4月30日水曜日の午後から減少が記録された。しかしこの降雨は草や地表面への放射性降下物の深刻な蓄積をもたらした。それは4月30日水曜日に1m<sup>3</sup>あたり6万Bqに達した。この時点では水系中の水の深刻な汚染は確認されていなかった。ただし、河川、とりわけ小さな河川の汚染の証拠は明らかになりつつあった。
- 3) 土壌の汚染は食糧の汚染の危険をもたらしている。調査の結果、以下の放射能レベルが確認された。
  - ミルク1ℓ：最大100Bq
  - ヤギ乳チーズ1kg：最大2,500Bq
  - レタスないしホウレンソウの葉：最大100Bq
  - ひとふさの花：最大100Bq
- 4) 1m<sup>3</sup>の空气中に16Bqの放射能が測定された火曜日(29日)に実施された放射能雲の観測は以下の放射性同位元素の存在を明らかにした。
  - タンタル132(半減期76時間)、ヨウ素132(同2時間半)、ヨウ素131(同8日)、ルテニウム103(同40日)、モリブデン99(同66時間)、セシウム137(同30年)、その他4種類。

あらゆる可能性から考えて、半減期28.5年のストロンチウム90もまた存在する。これは、その骨組織への影響のゆえに危険である。ヨウ素やテルルによる放射能汚染は1カ月以内で事実上消滅するが、セシウムやストロンチウムによるそれは数10年続く。

- 5) 放射能レベルの高さに鑑み、今後1カ月間にわたり以下の措置を取ることが勧告される。
  - 住居に土埃が入らないようにする。
  - 子供が野外の庭園、運動場、芝生、砂場等で遊ぶことを全面的に禁止する。
  - 身体の清潔と食糧の洗浄に細心の注意を払う。

以上の評価に基いて、政府諸機関が取っている防護措置が不十分であることが認識されなければならない。とりわけ、放射能レベルが最も高かった数日間、すなわち1986年4月29日から5月2日までの間、子供や少年を屋外にとどめておくよう明確な指示がなかったことが指摘されなければならない。いまやまた、人民の健康よりも政治的配慮の方が重視されたのである。子供と少年たちは公式メーデーの介添役として頭数をそろえることを強制されたのである。

大気や土壌、水の汚染から生じるわが地方の人民に対する長期的危険を考慮して、われわれは生態環境とそしてまた防護措置について今後も情報を提供し続けるつもりである。情報を入手しうるすべての人々(医師、物理学者、生態学者、その他の専門家)に対し、データの提供と評価、分析を訴える。

クラクフ

1986年5月4日

マウオポルスカ地方「連帯」委員会幹部会

## 必要な措置に関するポーランド司教会の声明

The Episcopate's Charity Commission on the Needs after Chernobyl,  
Uncensored Poland News Bulletin, No. 10/86, 12 May 1986

本年5月12日、ポーランド司教会議事堂でチェスワフ・ドミン司教の司会の下に司教区慈善事業担当者の会議が開かれた。チェルノブイリの原子力発電所惨事に伴う状況が特別の関心と注意の下に討議された。周知のようにこの惨事は、とりわけ、ポーランド全土の土壌と植生の放射性物質による汚染をもたらした。このような状況の下では、保健・社会福祉省がヨウ素溶液ルゴールを16歳までの子供および青少年に遅滞なく配分する行動を起こすべきことを、明確に強調しておかなければならない。医師たちの見解によれば、24時間以内に1,050万の子供および青少年に医療援助を行うという、このような大規模な組織的措置がとられたことは、これまでのポーランド医学史上かつてなかったことである。同時に、ポーランド司教会慈善委員会は、海外からの電話およびテレックスによる無数の問い合わせに対して、何よりも粉ミルクとベビーフード、子供用ビタミン剤が必要であると返答し続けている。

ポーランド司教会慈善委員会は、外国のカリタス組織やまたその他の社会奉仕団体がただちにこの要請に応じて、粉ミルクの購入のため何万ドル、

何万マルクの資金を提供してくれたことを、感謝の意とともに報告する。ポーランド司教会慈善委員会は、到着しつつある粉ミルクを、3歳までの子供の数に比例して各教区ごとに分配するように、各司教区に転送しつつある。慈善委員会は、子供と青少年の健康を配慮して、マスコミを通じて発表される指示のすべてに細心の注意をもって従うよう呼びかける。今後数週間、子供に対しては、緑の牧草と雨水ないし屋外貯水池の水を与えた牛のミルクは飲ませず、生鮮野菜や果物、アイスクリーム、生卵を食べさせず、砂地や草地、街路の塵埃の中で遊ばせず、野外的水に入らせず、あらゆる種類の動物に近寄らせないようにするのが適切である。ポーランド司教会慈善委員会は、ポーランドの子供たちに援助の手をさし伸べてくれるすべての善意の人々に対し、「神の恵みあれ」と心から祈りをささげる。

1986年5月12日

司教チェスワフ・ドミン

ポーランド司教会慈善委員長

ワルシャワの聖ヤコブ教会前の花売りおばさん



## ポーランド司教会への手紙 1986年5月17日

ローザ・ルクセンブルク工場女性労働者グループ

Letter addressed to the Polish Episcopate, 17 May 1986  
Uncensored Poland News Bulletin, No. 11 / 86, 3 June 1986

私たちは、チェルノブイリ事故後の状況に対するポーランド政府当局および保健衛生機関すべての対応の仕方に遺憾と怒りの意を表明する目的で、ポーランド司教会に対しこの書簡を送ります。3週間たった今、最大の危険は過ぎ去ったとはいえ、政府当局の無責任な対応の諸影響は、今後相当長期間にわたって残り続けるでしょう。最も厳しい安全対策がとられていてさえ悲劇的事故はどこでも生じうることは私たちも理解するところで、最大の被害を蒙ったウクライナの人々すべてに私たちは同情します。しかし私たちに理解できないのは、事故そのものについて、放射能の危険性について、防護措置について、政府当局が事故後4日たつまでポーランド国民になぜ知らせなかったのかです。国民が最も大量の放射能にさらされた時に、すなわち月曜日と火曜日〔4月28日と29日〕に国民に警告しなかったのはなぜでしょうか。私たちが子供たちに、あと1日、2日早く、つまり最も必要とされていた時に、ヨウ素剤を与えることができたはずでした。今度のような危機的な状況の下にあっては、何らかの当面の政治的狙いのために情報を操作、利用するのではなく、最低限理性的かつ責任をもって行動するよう政府に期待することは当然すぎるほど当然だと考えます。社会のすべて、そしてとりわけ女性たち——彼女たちは子供の生命と健康に責任を負っているのです——は決定的に重要な情報を拒否されました——それも不可避的なパニックを防止するためという口実で。

子供たちを守る方法について詳細な情報を提供する代りに、ポーランドのテレビはある女医のインタビューを流しました。育児研究所の幹部である彼女は、高水準の放射能のため、水とせっけんの使用回数が多くなることの利点について得々としゃべったのでした。別の専門家は、この程度の放射能被ばくは喫煙に比べれば100分の1も危険ではないと語りました（これは赤ちゃんにもあてはまるというのでしょうか?）。以上は、心から

不安を抱く社会に対して示された当局側の態度のほんの一例にしかすぎません。ウルバン政府スボークスマンがその記者会見で示したあのシニシズムとあざけりは何でしょう。アメリカの住み家のない人々への寝袋について「冗談」を口にしながらも、彼はポーランドの子供たちの粉ミルクの不足の問題は無視する態度を示しました。これは、かつて彼が述べたように、「政府は必要なことは自分でやれる」という意味なのです。ウルバンは言いました。「われわれは迅速に情報を提供した。ただし適切と考えられる範囲内で」。多数の署名のあるこの手紙が、政府当局の振舞いや彼らの道徳のレベル、彼らの倫理観を判断する材料となるでしょう。





## その時 ポーランド市民は……

官許紙『ブシェグロント・ティゴドニオヴィ』(86. 5. 11)から

Official Przegląd Tygodniowy on the Chernobyl Disaster  
Uncensored Poland News Bulletin, No. 11/86, 3 June 1986

チェルノブイリ原子力発電所はポーランド東部国境から約600kmのところにある。日曜日〔事故発生の翌日4月27日〕と月曜日、南ないし南西の風が吹いていて、目に見えない雲をバルト諸国やポーランド、スカンジナビア諸国に運んだ。

4月27日日曜日、スカンジナビアとポーランドで放射能レベルの最初の上昇が記録された。翌月曜日、各地の測定値はこの事実を確認するものだった。その日の夜、ソ連のタス通信がウクライナのある原子力発電所の故障を報じた。このニュースはその日の夜遅くポーランドのテレビでも伝えられた。同じ日の夜遅く……ポーランドの政府特別委員会の設置が報じられ……、東北諸県における予防投与用ヨウ素の準備と野外飼育牛のミルクの飲用禁止が勧告された。

### 「爆弾が落ちた……」

午後5時、本紙記者がワルシャワの街にでて、薬局の状況を取材した。

モコトフ区のある薬局の店長の話。「ルゴールの在庫はあるにはあるが、1びんしかない。売れるのは50g だけだ。もっと早く知っていたら、割当量しか売らなかつたのだが、お客の要求どおり売ってしまったものでね。電話があつたのはわずか30分前のことだ」。

同じモコトフ区の別の薬局では、閉ざされたドアの前に大勢の人が群がり、その数はどんどん増えていた。みんなルゴールの処方箋を持っている。夜勤に就こうとしていた女性薬剤師が言った。「ルゴールはあります。準備できます。ただし着くのは明朝になります」。

市中心部の第3の薬局では、長い行列に向かって店員が言った。「ルゴールはあるよ。だけどピンがないから売れないんだ。ルゴールが要るなんて誰も言っていないよ」。ある若い男が言った。「30グラムだけなら売れるだろう。私はバナハ病

院の医師だ」。

別の町ではすでに広い範囲でルゴールの投与が始まっていた。

火曜日から水曜日にかけての夜、ウォムジャで数千の子供にルゴールが与えられた。アンナ・Bさんの話。「午前4時少し前、ふだんはあいさつもしない隣人の1人がドアをたたいた。この時もお早ようも言わずにいきなり言った。お子さんを注射に連れていったかね？ 何が起つたの、と私は聞いた。“しらないのかね。爆弾が落ちたのだよ”。ばかな冗談だと思った私は、窓の外を見てびっくりした。昼間のように大勢の人が往き来していた。子供に服を着せ、他の人たちを起こした」。

ピアウイストクでは、火曜日の午後から薬局や薬剤師のところに……電話がますますひんぱんにかかりはじめた。……夜9時からルゴールの配布が始まった。最初はそれほどでもなかつた行列がどんどん長くなっていった。……

その夜の当番医だったワルシャワの県医、E・ヴォイタロヴィチの話。「われわれが放射能の危険について通知を受けたのは火曜日の夜だった。8時15分に保健省から予防措置を始めるよう言ってきた」。

火曜日から水曜日にかけて夜を徹してルゴールが生産され、300リットル余ができた。最初の部分は地区保健センターと病院に送られ、残りが保育所や幼稚園、学校、小児科病院に配られた。

首都の保健局は緊張した空気に包まれていた。電話が鳴り、命令がとびかい、テレックスが打たれ、ひっきりなしに苦情が飛び込んできた。……

4月30日水曜日、政府委員会がすべての県で予防措置を続けるよう勧告。風向きは不安定で、放射能が全ポーランドに拡散しつつあった。それまで予防措置がとられていなかった地方の住民からの圧力が高まった。……ウッチでは、政府委員会の最初の勧告以来29日までに350件もの問い合わせ電話があつた。みんな、なぜウッチの子供には

予防措置がとられないのかと聞いた。……翌日、小児病院でルゴール液の配布が始まった。

木曜日になると、保健所職員が無許可でルゴールを家に持ち帰り、近者の子供がいる家に配ばり始める事態になった。ようやく5月2日になって——不足分をラドムから取り寄せて——全保健所で配布が始まったが、この時にはもはやポーランドのどこでも高い放射能レベルは検出されなくなっていた。……

核医学の有名な専門家Z・トート教授によれば、放射性ヨウ素が吸収されてしまったあとではヨウ素剤の投与は無意味であるという。同教授はまた、子供を屋内にとどめておくようにとのはっきりした警告がなされなかったのは間違いだったと述べた。場所によっては、地元の医師がそう勧告したところもあった。……

### 無責任な官僚的対応

政府委員会が最初の勧告を出して以降、国民からの質問が相次いだ。市民たちは、委員会声明の一言一句をせんさくし、あらゆる情報や話を細く検討した。西側のポーランド語放送が警報を鳴らしていた火曜日と水曜日に、ポーランドのマスメディアは詳細を伝えるのをやめてしまった。……

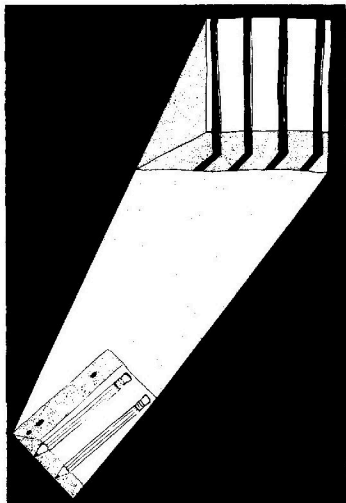
この数日間、厳密に医学的な勧告以外、いかなる機関もいかなる情報も与えようとしなかった。トルンの副知事R・チルキエヴィチによれば、ワルシャワはすべてを完全に知っていて、必要と思われる情報を適切と思われる時期に発表したはずだという。

5月2日われわれはもっと情報を得ようと保健福祉省に出向いた。「ボンチャク大臣はお会いできません。保健衛生省へお越し下さい」と秘書が言った。

「喜こんでお話しますが、その前にグラ大臣の許しを得てください」。マルチニアク次官はこう答えた。

グラ大臣の秘書は言った。「それはボンチャク大臣だけが決定できます」。こうしてわれわれは振り出しに戻った。

農業・森林・食糧省では、いかなる情報も拒否されたばかりでなく、ムウィナルチク次官は誰がどんな情報を与えうるかも明らかにしなかった。



パニックを恐れて中央政府当局は極端なまでの沈黙を続けた。事態が最も深刻だった水曜日、午後7時のラジオニュースは、スウェーデンとベルギーが危険でなくなったという気安めなニュースを流した。誰もが待ち望んでいたのはポーランドからのニュースだったというのに。……

うわさがとびかった。人々はあらゆる類の風聞を受け売りした。まったくの作り話が流れた。

スワルキでは、冷蔵庫の中に「蛍光を発するミルク」を見た人がいた。ピアウイストクでは、誰かの「髪の毛が抜けはじめ」、放射能の最初の犠牲者2人が病院に運び込まれたとされた。地方の自由市場に防塵マスクが現われたといううわさもあった。

最も広く認められた反応は、ベビーフードや粉ミルク、それに砂糖など長く置ける食品の猛烈な買いだめであった。このような状況の下で政府当局は5月1日から粉ミルクの配給制を実施した。……

グダンスク等一部都市ではバターが配給制になった。この危険の際中、生乳が店頭に出た町では商店は売れ残った生乳を返品しなければならなかった。

4月29日火曜日、政府委員会は、放牧牛からしぼったミルクの出荷停止を勧告した。……翌水曜日、ピアワポトラスカ、ルブリン、ヘウム3県の農村地帯を500kmあまり走った本紙記者は、早朝はまだ放牧されていた乳牛がその後すべて牧草地から姿を消したのを確認した。……

4月29日、酪農協同組合は農業相と協議のうえ、農民から買い上げた牛乳の選別方法を各県支部に指示した。……

オレツコ地方酪農協同組合のアンナ・ロチコスタシコワの話。「農民に牛を放牧していないか聞いています。だから主としてわれわれは彼らの正直さを当てにしているのですが、検査のため係員を派遣してもいます」。

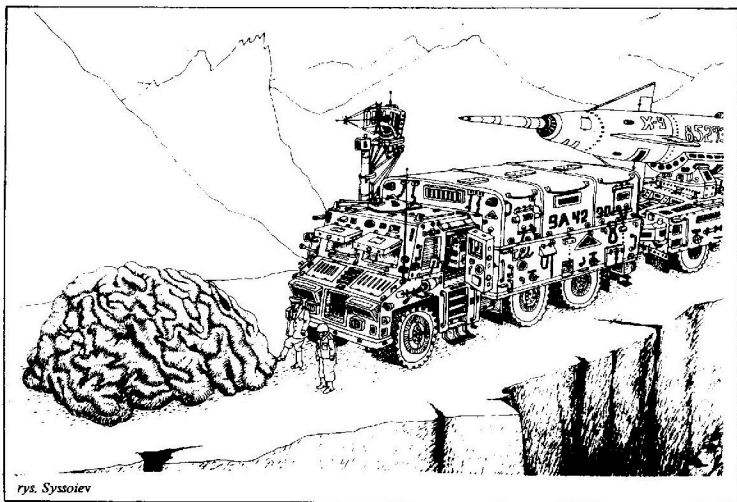
しかし最初の数日間、各地の環境保健センターは、牛乳中のヨウ素131の測定方法を知らなかった。すなわち、牛乳が汚染されているか否かの判定法を正確には知らなかったのである。すべてが混乱していた。今では、酪農組合自身の研究所が予備的選別を行い、地方環境保健センターが最終的テストを実施している。いくつかの県では、予備的

テストの結果に基づいてミルクその他の酪農製品の出荷が停止された例もある。……

### 事態は平静に

週の後半になって緊張は緩みはじめた。金曜日（5月2日）になってもまだ一部の人々は、「ヨウ素の問題は終わったが、アルファ線の問題が始まりつつある」と語っていた。しかし、新しい詳細な声明や、テレビ、ラジオの番組が情報ギャップを埋め始めている。

西側のポーランド語ラジオ放送は、先週ずっと緊張の火に油を注ぐような人騒がせな報道を流したのち、より慎重な声明を伝え始めた。西側では、いわゆる2号炉の「爆発」に失敗して以来、最初の2000人死亡説も徐々に引込められつつある。……I A E A〔国際原子力機関〕は、放射能排出が他国に直接的脅威を及ぼすほどのものではなかったことを明らかにしている。月曜日〔5月4日〕新聞は放射能レベルに関する数字を発表した。これこそが国民がまる1週間にわたって待ち望んでいた情報である。



rys. Syssoiev

# 東欧諸民族の連帯と協力の展望

戦略テーゼ No. 1

Strategic Thesis No. 1 Adam Realista  
Voice of Solidarity No. 113 / 114, Jan.-Feb. 1986

アダム・レアリスタ

【編集部注】 ポーランドの現状に何らかの影響を及ぼし改善をもたらしたいと考える知識人たちが、彼らの多くは当局との協力がボイコットかの2つの選択肢の間で悩んでいる。しかし一部の人々は第3の見方を模索し、積極的な行動プログラムと可能性のある解決策を形成しようとしている。ポーランド人にはもはや西側諸国の役割に関しては幻想はほとんどなく、かわりに多くの論者が東欧諸民族との同盟に着目している。今回紹介するのはそうした論文のひとつである。文中で“地峡部”と訳した語は、本来は「海と海の間」つまりバルト海と黒海間の地域をさすもので、ポーランド、ウクライナ、リトワニア、白ロシア、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニアなどが含まれる。東欧諸国と言うと、一般的にはウクライナや白ロシア、リトワニアといったソ連邦内共和国が除外されたものと理解されることが多いので、なじみにくい語だがここでは“地峡部”の訳語をあてた。なお、この論文はもともとはバリ発行の亡命ポーランド人の月刊誌「コンタクト」1985年1月号に掲載されたものである。作者の詳細は不明だが、アダム・レアリスタはペンネームであろう。 [訳：高橋初子]

全面的解放にせよ部分的解放にせよ、ポーランドの解放には今や新しい政治的考え方が必要である。現実生活はこれまでに、より高い尊敬を受けていた考え方を博物館送りにしてしまった。今日存在しうるのは次の3つのみである。

(a) 上からの解放をもたらすため、支配層に加わるという考え方。

(b) 国家および社会構造による、漸進的で苦痛のない自由の獲得という考え方。

(c) 全国民的ストライキという考え方。これはここ数年においてみると、最初は非常に一般的であったが、1982年11月10日の失敗〔「連帯」非合法化抗議ストの不发〕以降、全くふるわない。

これら3つの考え方に共通の特徴と共通の弱点は、ポーランドの国境の枠内、ポーランド社会のみに、つまりソビエト帝国の小さな一部分のみに限定した考えである点だ。これらの考え方は、より小さな諸国においてよりも（そこでもこれらの考え方は適用されたことがあるが、失敗した）ポーランドで力を持つ。ソ連支配下諸民族の中でウクライナ人に次ぐ人口を有するポーランド人は、また最も強く長期にわたる自由の伝統の持ち主で

もある。さてそれでは？ 勝利はいつこに？

多くの人々は、成果のあがる闘争や仕事に自らを捧げたいと望んでいる。成果のあがる闘争など不可能だと熱を込め手段を尽くして宣伝している多数の人間の姿勢が私には理解できないし、彼らの論を私は否定する。ポーランド人和其他の“地峡部”諸民族との共同行動が必ず失敗する保証など何もない。これらの諸民族の協力は、ポーランド問題の地平において、困難ながらも現実的な——実際、唯一現実的な——政治的考え方である。

戦闘力の面ではポーランドよりソ連の方が数倍強い。ロシア民族だけですらポーランドより強い。力の対決の結果は最初からわかっている。この事実はまた、1981年12月13日〔戒厳令布告〕直後のような危機的な時期にポーランド人の闘争心をそぎ、忠誠心を失わせ、行動を起こさせない働きをする。それゆえに地域的拡大を通じた闘争主体の基本的強化が必要なのである。周知のとおり、“地峡部”全体としての人的、文化的、経済的潜在能力は明白に、ソビエト帝国の唯一永続的な構成要素であるロシア民族にまかっている。“地峡部”の効果的反抗は帝国を破壊し、ロシア人の世

界支配を防ぐであろう。行動を通じてのみ、われわれは相互に結びつくことができ、それが諸民族の行動を多様な面を持つひとつの行動にまとめあげ、帝国との闘争のための新たな強大な力の誕生を保証することになる。こうした共同行動の共同体を、連帯と呼ぶことができる——“地峡部”の連帯と。

さて、この考え方を現実的な仮説で説明することにしよう。ルーマニアの炭鉱地帯でことが起こったと仮定しよう。この地帯では近年、ストライキと自由労働組合設立の試みが実際に起き、国家暴力機構は銃を使用した。その地域で、新たな大規模ストが起きたとする。警察と軍がこれを叩くが、別の場所でもまたストが発生し、少なくとも1週間続く。1週間あれば、ルーマニア国外で次の段階の事件を誘発するのに十分である。

この機をみて比較的大きな能力を持っているポーランドの反対派が立ち上がり、その力を発揮すると考えてみる。彼らは連帯の理念の行動による国際化の必要（とチャンス）に応じる。そこで、ワルシャワ、ヴロツワフ、ルブリンといったポーランドの大都市で、ルーマニアの鉱夫支援のピラ配布やデモが起きる。いくつかの主要工場、おそらくはグダンスクのレーニン造船所とノヴァタのレーニン製鉄所で、最初は短期的・限定的であろうが、連帯ストが行われる。また、学生デモもいくつか起こり、知識人は発言し、地下出版は、1981年の「連帯」全国大会で採択された「東欧の労働者へのアピール」を再び取り上げる。ポーランド社会の行動的部分は新しい連帯の概念に活性化され、これを明瞭化する。そうなれば、歴史の転回点に至るにはもうあと少しである。これ以後、帝国内の個々の行動は国際的な闘争社会の名の下に行われ、帝国権力側のあらゆる動きは、世界的な反応と反対を計算に入れねばなくなる。この全く前代未聞の不安定な状況に多くの畏がひそんでおり、帝国の各レベルの行政組織（特に他方当局）は深刻な政治的麻痺におちいり、必然的に軍・警察力の行使決定もできなくなる。

ここで、この政治事件の仮説は国際的な、それゆえ根本的な段階の始まりを迎える。西側世論の沸騰、ポーランド人の支援運動、開くルーマニア



社会の希望を目にして、帝国内の各国で同時に連鎖反動的に連帯行動が発生する。そこで、タス通信の「兄弟的援助」【介入】の脅しに対する否定的姿勢がハンガリー支配エリートの若い世代の間に生じ、彼らは国民の信頼を獲得し、対ソ従属度を低めるために、国内の知識人その他の層が最初は抗議行動、次いで支援行動に出るのを妨害しないと考えてみよう。また、ロシア人の反体制派も抗議を行うし、ソ連の介入準備はバルト三国での暴動（バルト三国は近年アフガニスタンでかなりの犠牲を払っている）やウクライナの秘密組織、半秘密組織の反応を引き起こすと考えてみよう。状況は他にも様々な形で展開するが、それらの分析は本論から外れることになる。一般的な政治目標は各国の独立であろう。部分的には、国際的民主化や中央への従属の緩和も目標となろう。

上述のような形で起こるか、また全く違った形で起こるかはいわからないが、確かなことは1956年、68年、そして81年よりもうまくゆくであろうことだ。以前の場合にはゼロに等しい単一国民の孤立した努力だった。共同作業も最初のうちは失敗する

だろう。しかしそれにもかかわらず“地峡部”諸民族の全体的意識には、遠からぬ成功をもたらすに足る根本的転換点が訪れるであろう。(……)

次の——といっても次に達成されるべきという意味ではない——戦略目標は“地峡部”の統合、すなわち“地峡部”内の強い内的連帯の覚醒である。このためには持てる情報・宣伝能力をフル活用して、人々に諸民族の伝統を想起させ、現存する諸問題を論じることによって、相互の偏見をなくし共感をよびますことが必要である。しかし、直接行動の方が(たとえ単なる民衆の抗議行動であっても)国境の枠を超えてはるかに効果が大きい。これはポーランドの反対派に対して言うのだが、適切な機会をとらえてわれわれは言葉を行動に変え、前例を作ることを始めるべきであろう。(……)

“地峡部”の連帯と共同行動は厳密に組織されたものである必要はない。“地峡部”に関する指導的中心部や指導的人物(亡命者も含む)の間での組織上の合意は大いにありうるし、おそらく統一的国際センターの形をとるだろうが、多くの社会による大衆的共同組織は非現実的である。“地峡部”の諸行動があらかじめ決められた細かい計画にそって進行するという考えも、同様に非現実的である。何よりもまずわれわれは、かなりの程度無制限で自然発生的な事態の進展を扱うことになるだろう。そこでは、まずどこか一国またはある国の一部分が火花を飛ばし、次のどこかが行動でこたえることによって事件を国際化させ、結果的に地滑りの発展をもたらす。最大の反対派能力を持つポーランドは、この“次のどこか”の国になるべく定められている。早くいえば、極めて多くのことがわれわれにかかっているのだ。(……)

ポーランドはじめ主要国で始まると期待される連帯行動は、状況と必要次第であることは既に書いた。結果として、それらの組織的形態も疑いなく様々であろう。ただ一般的にみて、労働組合が全体的かつ主たる組織形態になることはないだろうと思われる(むろん、集団統合の形態は他にも多くあり、さらに違ったものも期待できる)。それゆえにこそ、“地峡部”の連帯を考えるとときわれ

われは、労働組合よりもむしろ社会運動としてのポーランド“連帯”の経験から教訓を得よう。人間同士の連帯の理念を取りあげ、それを前面に出して主張し、帝国内諸民族の日常生活に取り入れよう。

弱体化させられたとはいえまだ存在し続け、活動する力を持っている、ポーランドの労働組合にして社会運動“連帯”は、一方で“地峡部”を結合させる共通の大きな価値と象徴を構築するのに貢献するかもしれない。この関係で、「東欧の労働者へのアピール」が非常に重要となる。このアピールが忘れ去られず、「8月」後の自由な時代の結晶として人々の心に残るようにするため、強く訴え続ける必要がある。このアピールはまさに、ポーランド国民の正当な声であり、歴史的運命によってわれわれと結びつけられた他の人々に差しのべられた手であった。そして今でもそうである。(……)

“地峡部”内の共同のきざしは今日まだ不幸にも非常に弱い。「連帯」とその「君たちの、またわれわれの自由のために」のスローガン、そして1864年の諸民族の春は遠い過去となった。(……)

“地峡部”の団結のために多くをなすことは可能である。だがそれだけでは不十分だ。

ヨーロッパ精神がある程度助けになると考えられる。“地峡部”のすべての民族は、単に地理的位置だけではなしに疑いなくヨーロッパの一部に属する。それらの民族はヨーロッパの文明、歴史、文化の構成要素である。

“地峡部”の共同闘争という考え方と、“地峡部”内諸民族および諸国家の永続的連合という問題(これは古くからの連邦論で、最近再興してきている)の関係については、厳密に説明せねばならない。ヨーロッパのわれわれの地域の諸民族を、たとえば西側モデルあるいはさらに進んだ形での主権国家の同盟という形に組織すれば、打ちかちがたい欲求が具体化されることになる。“地峡部”にはロシアおよびドイツの膨張(軍事的、地理的のみならず、政治的、経済的その他も)からの最高に实际的な保障が与えられる。それは今世紀の最も決定的な地政学上の改善をもたらすことだろう。(……)

同盟という考え方には問題点もある。例えば、小さい国や独立経験の少ない国々の、より大きい国やより強力な政治的伝統を持つ民族に対する恐れがある。この問題は、同盟思想をポーランド人が持ちだすと、特に微妙になる。御存知の複雑な歴史的理由およびわれわれの小さからぬ民族的力のゆえである。しかし私は、こうした恐れにせよまた他の障害にせよ、長期的にみれば“地峡部”全民族の永続的同盟という正当な考え方の成就を挫折させることはないと思う。この同盟は、とりわけ、過去の同様の同盟よりもさらに民主的でなければならない。しかし、同盟形成という難問に取り組むには諸民族間の協力が明白に必要なが、その必要性はひどくもつれあっている。そのために協力作業の過程は複雑化するであろうし、あらゆる議論は必然的に長びき、行動能力は減少するであろう。もちろん、極端に走って、協力の問題と同盟の問題に差を認めないことは全く根拠がない。協力と同盟のどちらの考え方も、まず一部の人々がそれぞれに発展させ、他の人々が各人の信念に応じて参加していった時に、最も実り多いものとなる。誰が正しかったかは未来が決めることだ。しかし、後の成りゆきがどうなるうとも、共同闘争は必要不可欠である。

国際共同闘争の展望は、ポーランドと他国とを問わず、これまで反体制派が達成したり目標としてきたことのどれよりも困難である。共同闘争という考え方は、すぐには受容され得ないほどに困難と考えられている。だが、考えてみよう。1980年春以前に、ポーランドでゼネストが遂行されるなどということが容易で現実的なことと思えただろうか？ もちろんノーである。しかし、その年の夏には……。

今は準備の時期である。われわれが実りを取種できるのか、また将来だれかがそうできるのか、それはわからない。だが、ポーランドや他の国々の解放が長い時間を要すること、そして、個人のみならず数世代でさえそうした解放の過程には良きにしる悪しきにしる限られた影響しか及ぼせないことは、誰にも否定できないだろう。そんな、ほんの小さな役割でも、逃げずに果たそうではないか。

そう、今は準備の時期だ。準備しようではないか。われわれが消極的なら、歴史はきちんとその



ツケを回してくるだろう。それに何より、連帯の国際化がポーランドの未来に、勝利に、または状況改善に最大かつ最も現実的なチャンスを与えるという疑う余地のない事実から、明確な結論を引き出そうではないか。

このテーゼに賛成することと、このテーゼにそって反対派活動を再構成することは全く別の問題である。既に述べたように、国際連帯の理念の宣伝は、それだけでは不十分である（行動で示されねばならない）が、極めて重要なことであり、自然な第一歩となる。“地峡部”問題に関する様々なテキスト、雑誌、書物、シリーズ物などが出版されねばならない。われわれは今までとは違った形で出版用の資料を分配し情報手段を割りふらねばならない。より広く専門家たちに声をかけ、新しい専門家養成も行わねばならない。地下教育活動に“地峡部”問題を大きく取り入れねばならない。（……）

ポーランドで戒厳令が敷かれた時、ハンガリー人の1グループがブダペストのベム將軍像の前で抗議と連帯のデモンストレーションをしたことは、おそらくわれわれの中で知らぬ者はないだろう。彼らの行動が拡がって行かなかったのは、ハンガリーに当時適切な状況が存在しなかったためである。もしわれわれがハンガリー人のこの挑戦を受けて立たねば、われわれの良心——政治的良心も含めて——は曇りを払うことができない。なぜならそれこそわれわれの進むべき道だからである。普遍的理念のために、“地峡部”のために、そしてもちろんわれわれ自身のために。

## 新労働法草案について

「週刊マゾフシェ」

O projekcie nowego kodeksu pracy

Solidarność, Biuletyn Informacyjny nr. 139 (14. 5. 86)

Z "Tygodniku Mazowsze" nr. 162(13. 3. 86)

新しい労働法の草案をめぐる論議がますますかまびすしくなっている。もともと、この草案を見た人はほとんどいないのだが。改正の目的として

- 1) 新労働組合法との整合
- 2) 経済改革の環境づくり
- 3) 「労働条件における社会主義的性格の強化と規律の向上……」

の3つが挙げられている。そして、いちばん重要視されているのが3)である。

### 新労組に関する記述

新労組の問題についての最も重要な決定はすでに以前の労働組法のなかで下されている。新労働法草案で考えられているのは主として表面的な言い回しの変更である。以前の職場評議会に代わって職場組合組織の執行部の名が挙げられ、CRZ Z〔労働組合全国評議会——1980年以前の官製労働組全国組織〕の代わりにOPZZ〔全国合意労働組——新官製労働組の全国組織〕が登場している。新労働組の組合員は何か些細な問題をいくつか自分たちで決定できるようになる。これまでだったらこれらは懲罰、譴責あるいは休暇計画に対してただ意見を述べるだけであったのだが、これからは当局側が組合員の決定に合わせなければならなくなる。OPZZの代表たちは明らかに労働省や賃金省、福利厚生省の役人を助けてきた。楽屋裏でかれらに尋ねてみればよい——君たちは実際に誰を代表しているのか、従業員か、それとも雇い主なのかと。「まだわからない」——これが正直な答えだろう。

### 第4のS——専横

有名な3つのS——自主samodzielność, 自治

samorząd, 独立採算samofinanse ——からもたらされた改革の成果は多くない。企業は最低限ぎりぎりの自主・自治・独立採算を与えられているが、それはますます少なくなっている。新労働法草案には第4のSが導入された——従業員に対する専横samowola がそれである。これこそ、ポーランド人民共和国の現実となる可能性の最も高いSなのだ。実際、意味のある変更も少しはある。たとえば、とくに良い成果を挙げた従業員は期限前に、1等級以上の昇進をさせることができる。それに対してばかばかしいのが、旧法の「社会主義的競争の奨励」に代わる規定である。それは労働英雄の特権をひとつひとつ算えあげることには終始している。

草案の大部分は、改革についてではなく、ささやかな節約について述べているように見える。企業長は6ヵ月以内（これまででは3ヵ月以内）の期間ならば予告なく従業員を他の、より低い賃金の（以前は少なくとも同等の賃金の）職場に異動させることができる。企業に責任のない休業期間の賃金は基本給の80パーセントまで下げることが認められる（以前は基本給を保証）。「経済的観点」（「企業財政健全化プログラムの実現」「定員の削減」「組織改正」）による解雇予告期間を、解雇される労働者の勤務年数に関わりなく、2週間とすることができる。もし解雇された者が問題を法廷に持ちこみ（「経済的観点」による完璧に整った形式にもかかわらず）解雇の不当性を立証できたとしても、彼は復職できず、ただ、2週間から3ヵ月間の範囲で、自分の賃金分の補償金を受け取れるだけである。

### 職場に縛りつけられる労働者

「転職を割の合わないものにしよう」とは統一



労働者党第2回全国代表者会議の要求である。まさにその通り。仕事の放棄に対する罰則は厳しくなった——3ヵ月分の賃金相当額の罰金と新しい職場での最低賃金。最低賃金はまた、従業員側からの雇用契約解除の場合にも適用される。この場合には新しい職場では旧職場での賃金を超える額は受けとることができない。さらに、驚くべきことは、この規定を守らない企業長に対する行政罰の導入である。新しい従業員に対して高すぎる給料を出したり、仕事を放棄した従業員から罰金を取り立てなかった企業長は5万ズウォティ以下の罰金を支払わなければならない。

草案は1990年までの一連の暫定条項をも見込んでいる。これは部分的には「特別法」〔1983年7月に制定された危機克服のための〕の継続である。職を離れようとする労働者は9ヵ月前に通告しなければならない、新しい職は、労働者の交換によってしか得られない。勤務経年数に応じた割増金の認定の原則は同一職場においてしか適用されない。さいわい、すでに支給されている割増金については触れられていない。

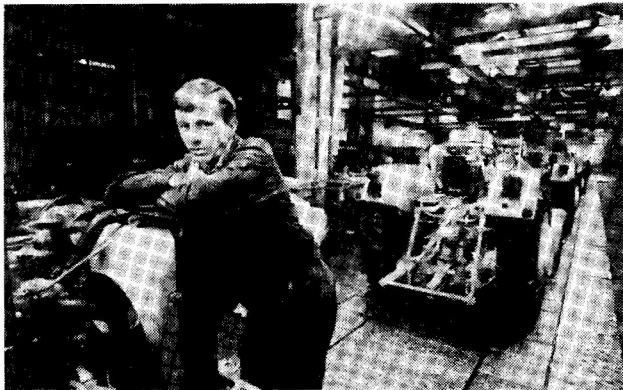
もちろん、罰金と規制の強化は労働規律を高めもしないし、動揺を静めもしない。これは古典的な対症療法である。本当の原因はポーランド人民共和国の経済システムと社会環境の奥深くにひそんでいるのだ。新しい諸条項は、現行の労働法と大部分は似たようなものなので、ほとんど無視され、一層の混乱と道義の退廃をもたらすにすぎな

いだろう。

新労働法の反労働者的条項の大部分は何10という組織の無数の会合において提案された。それらの組織は一方で「完全無欠」と「強化」を求め、他方で規律を強化し、罰則を厳しくし、上から押さえつけることを要求した。提案のなかには超過勤務時間の制限撤廃もあった。しかしこの問題は「工場経済チーム」〔無制限に超過勤務につける特権を与えられたグループ〕の設置を認めた条項によって自動的に解決された。婦人同盟から女子の深夜労働廃止の提案が出され、プウォツクの芸術協会からは、労働者の生命あるいは健康が脅やかされる場合には国立衛生監督局が生産を停止させる権利を持つという原則を労働法に盛り込むよう提案があった。が、いずれも否決された。

草案を準備したのは労働大臣ステファン・ゲンバラを長とする委員会だった。次席にはOPZZのL・プロヤノフスキと、1981年12月13日以降国会付属労働組合問題委員会の長をしているワルシャワ大学のZ・サルヴァ教授がいた。委員の大多数はゲンバラ大臣によって任命された労働省の役人と新労組の組合員だった。法学界からの代表たちはすべて党员であったが、明らかに少数派であった。現時点で草案は閣僚評議会で検討されている。

〔『週刊マゾフシェ』第162号 86年3月13日付  
訳：篠崎 誠一〕

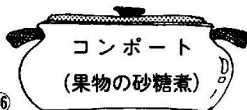




作ってみませんか

# ポーランド料理

工藤久代さんに聞く ⑬



KUCH  
VIA  
POL  
SKA

ポーランドでは果物は夏の季節に出回るだけです。そのため、冬に備えて保存する知恵が発達しています。今月は、そんな保存法のひとつ、「コンポートkompot」を。果物を砂糖水で煮たもので、生の果物が無い冬場に食後のデザートとして出されます。ここでは黄色くなった梅で作りましたが、他の果物でも応用自由です。容量500cc位の密閉できるガラス容器をひとつ用意して下さい。

## 材 料

黄色くなった梅の実 250g  
砂糖 50g  
シナモン、クローブ 少々

## 作り方

- ① 梅とガラス容器をよく洗い、梅を容器に入れる。もし入りきらなければ、梅を切ってタネを取り去ると、かさがへって収まる。
- ② 砂糖を入れ、容器の肩くらいまで(8分目強)水を入れる。シナモン(スティックなら1~2cm、粉なら少々)とクローブ(丸のままを1個、粉なら少々)を加える。フタをきっちり閉める。
- ③ 深いナベに水を入れた中に入れ、フタをして火にかける。沸騰したら弱火にし、コトコトと45分煮る。これで出来上がり。きちんと密閉されていれば、数か月はもつ。
- ④ 冷たくして、ガラスの小さめの器に1人前梅1~2個と汁をよそう。食後のデザートに出す。味見して、酸っぱければ砂糖を、甘すぎたら水やレモン汁を足せばよい。

## 応 用

梅は酸っぱいので250gに対し砂糖50gとしたが、リンゴ、はたんきょう(プラム)、イチゴ、サクランボのように甘い果物の場合は砂糖を30g位にし、レモン汁やレモンの皮で酸味を加える。砂糖の量は、好みや、使った果物の甘さによって加減してかまわない。

煮る時間は大体45分。イチゴのようにすぐ柔らかくなるものは、煮くずれないように短くする。

その他の注意は、

リンゴ……洗って薄く皮をむき、4~8つ割りに

し、芯を取って使う。

サクランボ……柄を取る。シナモン等は入れない。

プラム……シナモン等不要。

イチゴ……ヘタは取る。シナモン等は入れない。

西洋梨……リンゴと同様。ただし、シナモン等のかわりにバニラエッセンスを少々入れる。

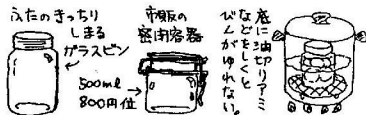
他の果物を使うときは常識と試行錯誤による。

## 工藤久代さんのひとこと

日本にいれば新鮮な果物が1年中手に入ります。そして、やはり生で食べるのがいちばん美味しいものがほとんどです。だからわざわざコンポートにする必要はないのだでしょう。でも、ポーランドのような国の生活の知恵も知っておいていただきたいのです。

コンポートを作る容器ですが、ポーランドの家庭では実にたくさんのガラスびんを持っているのが普通です。空きびんは全部とっておいて自家製保存食を入れます。大小、形も様々なびんに、ジャムやシロップ漬、酢漬などが入って、棚にずらっと並んでいるんです。びんも財産なんですね。皆様がお作りになる時も、きちんとフタのしまるものならマヨネーズや蜂蜜の空きびんでかまいません。

煮る時はナベの底にアミなどをしくと、びんがカタカタ動きにくくなります。また、1度にいくつもびんを煮る時は、びん同士の間を和てぬぐいをまわしておく、ぶつかり合いません。



## ポーランド日誌

1986年5月2日～6月3日

※ チェルノブイリ原発事故関連の日誌は、2頁および先月号14頁以下にまとめてあります。

5月2日 国際自由労連、チリ、南ア、ポーランドにおける組合権侵害を非難する声明を発表。

5月3日 メーデーの拘留者はワルシャワだけで100人以上に上ったことが判明。1791年の憲法の記念日であるこの日、グダンスクの教会には1万人が集まる。この後ワレサらは一時警察に身柄を拘束される。ワルシャワの聖ヨハネ教会ではミサ後、教会から出た会衆がVサインを掲げ「連帯」指導者らの名を叫ぶが、警察に解散させられる。

5月4日 「自由と平和」運動が呼びかけたオットー・シメクの墓参行列（前号13頁参照）阻止のため、警察は同運動の活動家数名および墓参加者40～50名を拘留。ワルシャワの「連帯」指導者S・ヤヴォルスキの裁判が開始。ポーランドのマスコミは抗生物質、ビタミン等の薬剤供給が去年よりかなり悪化と伝える。

5月6日 党政治局の会議で、今年のメーデー参加者は去年より250万人多い930万人と明らかにされる。

5月7日 「自由と平和」運動メンバーのK・ソボレフスキに、軍への宣誓拒否で懲役3年の判決。

5月11日 ワルシャワの聖アレクサンデル教会で「農民連帯」登録5周年記念ミサ、2000人弱が参加。

5月14日 KOR創設メンバーの1人ユゼフ・ルイビツキ博士（5月9日没、享年84）の葬儀がワルシャワ近郊ミラヌヴェクで行われる。

5月15日 S・ヤヴォルスキに懲役2年の判決。

5月19日 ニューヨークの国連経済社会委員会で、国際自由労連代表が南ア、チリ、グアテマラ、ポーランドの組合権侵害を非難。ポーランド国会社会経済委員

会、1985年末の対外債務は294億ドルプラス56億交換レプリと発表。

5月22日 6月からひと月の食肉配給料が1人当たり牛肉1キロ増、また牛乳、バター、カッテージチーズが夏期値下げと発表される。

5月23日 ワルシャワの軍中央検察局は昨年夏逮捕した「連帯」指導者T・エウディナクの起訴状を発表。

5月24日 ニェツカシ財務相、1990年には対外債務は360億ドルになろうと語る。

5月27日 チェコのプロサーク書記長、ポーランドを実務訪問。

5月28日 IMF理事会、ポーランドの再加盟を承認。国家再生愛国運動（PRON）、政府の経済改革のもたつきを批判し、分権化と個人のイニシアティブの促進なしには先進国から遅れるばかり、とする文書を発表。

5月31日 当局、「連帯」暫定調整委指導者Z・ブヤクを逮捕と発表（本誌3頁参照）。また、著名な地下活動家K・ピエリンスキとE・クリク、地上の活動家H・ヴエツも逮捕される。ワレサは「ブヤクは最も勇敢な人権と連帯の闘士だ」と声明。

6月1日 グダンスクの聖ブリギッダ教会のミサ後、ワレサの呼びかけでブヤク援護の集会。ヴロツワフとチェンストホヴァでは逮捕への抗議デモ。

6月2日 地下指導者W・クレルスキ、ブヤクらの逮捕にもかかわらず地下「連帯」は機能し続けるだろうと声明。イギリス労働組合会議（TUC）外交委、ブヤクらの逮捕を非難。

6月3日 「連帯」地下指導者たちが闘争継続声明を発表。ウルバン・スポークスマン、ブヤクの容疑は国家転換準備罪（最高懲役10年）と述べる。また、ブヤクの潜伏していたアパートから「連帯」と西側破壊分子の関係を示す文書が発見されたとも語る。国際自由労連、ブヤクらの逮捕に関して、「連帯」への支援や政治犯釈放要求を続けるとの声明を発表。

〔訳編：高橋初子〕

### 編集後記

☆5月31日、地下「連帯」の中心的指導者の1人ズビグニエフ・ブヤクが、地下潜行4年半にしてついに逮捕されました。「これで『連帯』も終りだ」という調子で伝えた日本の新聞がありましたが、はたしてそうでしょうか。

☆私事になりますが、81年8月末、ワルシャワ市内のレストランで食事をしながらブヤクと討論した時

の彼の熱っぽい語り口が印象的でした。「日本では技術が労働を規定している。ポーランドではこんなことは繰り返したくない」。それにしても日本でも何の抗議行動も伝えられなかったのは残念でした。白糞の念もこめて。

☆原発事故関係の資料をいくつか紹介しました。官許紙のルポの率直さは意外でした。ゴルバチョフの情報公開路線の先取りと言えなくもありませんが。

1986年6月23日（み）

# 「連帯」報告書 『1985年のポーランド』

## 特別頒布のお知らせ

このたび在ブリュッセルの「連帯」在外調整局から、小冊子『1985年のポーランド』日本語版が発行されました。これはグダンスク協定5周年にあたる1985年8月31日、ワレサ委員長が発表した「連帯」報告書、『「8月」後5年間のポーランド』の要約版の邦訳で、ポーランドの現状とその改革の方向について「連帯」の考えを体系的に整理、要約したものです。「連帯」在外調整局のご厚意により、当センターでもこの小冊子をセンター会員および本誌読者に特別頒布できることになりました。ご希望の方は、右記の要領によりポーランド資料センターにお申し込み下さい。なお頒価500円はポーランド「連帯」へのカンパとなります。

1985年5月 ポーランド資料センター

### 申込方法

郵便振替用紙通信欄に、「連帯」報告書希望と明記の上、住所、氏名、会員・非会員の別、希望部数を記入して、当センターに宛て所定代金を郵便局に払い込んで下さい。

- 頒価** 1部500円  
ただし、当センター会員は300円。  
10部以上まとめての場合は2割引。
- 送料** 1～2部 200円  
3～4部 250円  
5～9部 300円  
10部以上 当センター負担
- 郵便振替**：東京2-81069  
ポーランド資料センター

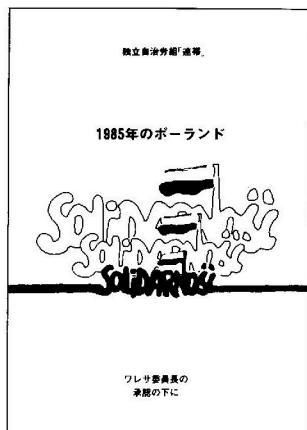
### 『1985年のポーランド』目次

- 独立自治労組「連帯」在外調整局注記  
はじめに
- 第1章 法と人権  
第2章 経済の危機  
第3章 生活と労働の条件  
第4章 教育 学問 文化  
結論

- 資料Ⅰ 経済要求  
資料Ⅱ 21項目要求  
資料Ⅲ 基本綱領  
資料Ⅳ 具体的行動

### 『1985年のポーランド』(A5版 64頁)

編集発行：独立自治労組「連帯」在外調整局  
日本語版翻訳製作：ポーランド資料センター  
頒価500円(送料200円)



発行所・ポーランド資料センター

Center for Polish Research %Kazukuni Bldg. 3F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101  
事務所は月・水・金 14:00～17:00

〒101 東京都千代田区三崎町 2-10-5 一國ビル3F  
電話 03-261-2585 郵便振替 東京 2-81069

定価400円・年間定期購読料4600円(送料共)